

# くらしの情報

information

## 年金

### ◆年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありましたら、この機会を是非ご利用ください。

日時 7月20日(水)

午前10時～午後3時

場所

さつま町役場薩摩総合支所  
相談の受付

午前10時から正午までは、薩摩・鶴田地域の方々は、午後1時から午後3時まで、宮之城地域の方々は、指定の時間に來れない方は、随時受付できます。

## 特別障害給付金制度

任意加入対象であった学生や厚生年金保険などに加入していた方の配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障害がある方は、『特別障害給付金』の請求ができます。認定されると、申請した翌月の分から給付金をうけとることができます。

### ◆国民年金保険料の免除申請

失業や所得が少なくなったために保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにしないで、『保険料の免除申請』をしましょう。

申請免除には、保険料の全額を免除する『全額免除』と保険料の半額を免除する『半額免除』と若年者(20歳代の方)の保険料の納付を猶予する『若年者納付猶予』の制度があります。

平成17年度分(平成17年7月から平成18年6月まで)の申請も受付中です。

なお、申請免除には一定の判断基準があります。

免除申請の対象となる方前年の所得が少なく保険料を納めることが困難な場合申請のあった日の属する年度または前年において、失業などにより、保険料を納付することが困難であると認められる時

- ・震災、風災害、火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産のおおむね2分の1以上である損害を受けた時
- ・事業休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けた時
- ・障害者または寡婦であって前年の所得が125万円以下の場合

生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合

手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・失業で申請する場合は、公的な証明書(雇用保険受給資格者証または離職票)

お問い合わせ先  
町民課町民係

☎ 1111 内線 2124

## お知らせ

### ◆町耕地事業補助金交付申請

町では、土地改良区、共同施行者などを対象に、暗きよ排水用排水事業、農道整備、農地造成・田畑の区画整理事業を行う場合に補助金を交付しております。

平成17年度の補助金交付申請につきましては、9月30日(金)までの申請分をもって締め切ります。

申請・詳細などにつきましては、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
耕地林業課耕地係  
☎ 1111 内線 2434

### ◆消費生活専門相談員

資格認定試験

資格の名称  
「消費生活専門相談員」  
受験資格 特になし  
受講料 10,500円  
試験日

・1次試験 10月1日  
・2次試験

11月19日～12月4日

受験申込期間

7月20日～8月19日

8月19日必着

試験会場・受験申込書などについては左記へお問い合わせください。

お問い合わせ先  
商工観光課商工振興係  
☎ 1111 内線 2241

## 生ゴミ処理機購入補助

町衛生自治団体連合会では、一般家庭から出される生ごみの減量化を図る目的で、電気式の生ゴミ処理機を購入された方に対して、2万円を上限として補助金を交付します。

対象となる方は、町内に在住し、かつ、衛生自治団体連合会の会員であることなどが条件となります。公民会の会員でない方は対象となりません。

今年度は30台分の補助を計画していますが、補助金の交付は申込み順となりますので、購入を計画されている方は事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先  
環境課環境係

☎ 53-1111 内線 2127